

[事案 22-132] 契約解除取消・入院給付金等請求

・平成 23 年 9 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約解除との通知があったが、告知書記入時に募集人による不適切な説明があったことを理由に、契約解除の取消と、入院給付金等の支払を求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 3 月に医療保険に加入し、その後、平成 21 年 9 月に子宮筋腫で入院し、手術を受け、給付金を請求したところ、同年 12 月に告知義務違反を理由に契約を解除された。

告知書記入時には、募集人に対し、「5 年以上前かどうか定かではないが、子宮筋腫と診断された」旨を話したところ、募集人は「いいですよ。何年前かわからないですよね。」と答えた。その後も服薬・治療・検査を続けたかについて確認され、何れもない旨を答えると、「大丈夫です。いいえに全部丸してください。」と言われたことから、5 年以内に子宮筋腫と診断されていた事実を告知書に記載しなかった。

不告知は募集人の不適切な説明によるものであることから、契約解除の取消しと、入院給付金等の支払を求める。

<保険会社の主張>

以下のとおり、申立人が主張するような不適切な説明はなかったもので、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は告知書の重要性を説明したうえで質問事項をすべて読上げている。申立人はそれを理解できたはずである。
- (2) 募集人は当時のやりとりの記憶が乏しく、それは特段変わった言動がなかったためであり、申立人が募集人に対して子宮筋腫を告げた事実はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、本件は申立人の請求を直ちに退けるのではなく和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 告知義務違反の有無について

以下の事実により、申立人には告知義務違反が認められる。

①告知書には、「過去 5 年以内に、<表 2>の病気で、入院・通院を問わず医師による診察・検査・治療・投薬・手術のいずれかを受けましたか」と記載され、表 2 には「子宮筋腫」が記載されているが、申立人は、「いいえ」と回答している。しかし、申立人は、平成 15 年 7 月に子宮筋腫の疑いとの診断を受けたうえ 7 日間の投薬を受け、同月、他院で子宮筋腫との診断を受けており、これは、「はい」に該当する

事実といえるので、申立人は、事実と異なる回答をしたと認められる。

②申立人が質問事項に対し、正当に告知していれば、保険会社は、申立契約の締結を拒絶したか、または、特定部位不支払により引受けるなど、少なくとも同一条件では契約を締結しなかった。

③申立人は、医師より、平成 15 年 7 月に子宮筋腫と告げられ、申立契約時には、5 年経過しているかどうか定かでないが子宮筋腫と診断されたことは認識しており、事実と異なった回答をしたことについて、少なくとも重過失があったと認められる。

2. 和解について

告知妨害の事実について、申立人と募集人の事情聴取における供述は異なり、申立人の供述のみを以ってして、申立人の請求を直ちに認めるのは困難と言わざるを得ない。

しかし、事情聴取における申立人の説明は、詳細かつ具体的で、申立前の主張から一貫しており、不自然な点はなかったのに対し、募集人は、事情聴取において申立人の告知状況に関し、明確な記憶はないと述べていた。また、申立契約の告知日は、医師より病名を告げられた平成 15 年 7 月から約 4 年 7 か月後であり、5 年経過まで 5 か月程しかない時点で、申立人が、告知義務違反を犯してまで申立契約に加入するまでの動機も見当たらない。